

令和 8 年組合議会 2 月定例会 (令和 8 年 2 月 13 日)

上尾桶川伊奈衛生組合 議 会 会 議 録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

2月13日（金）	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	6
	○管理者提出議案の報告及び上程	7
	○提出議案の説明	7
	○提出議案に対する質疑	18
	○衛生組合事務に対する一般質問	33
	○討 論	42
	○採 決	43
	○閉会中の継続審査	44
	○議員派遣の件	44
	○管理者の挨拶	44
	○閉会の宣告	45

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第2号

令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月3日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

1 日 時 令和8年2月13日(金) 午前10時

2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	渡 邊 広 美 議員	2 番	矢 口 豊 人 議員
3 番	川 内 雅 人 議員	4 番	原 田 嘉 明 議員
5 番	砂 川 和 也 議員	6 番	新 藤 孝 子 議員
7 番	にいつま 亮 議員	8 番	小 川 明 仁 議員
9 番	岡 安 政 彦 議員	10 番	佐 藤 弘 一 議員
11 番	北 村 あやこ 議員	12 番	前 島 る り 議員

不応招議員（なし）

2 月 定 例 会

第 1 日

令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会 2月定例会 第1日

令和8年2月13日（金曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 諸報告

第6 管理者提出議案の報告及び上程

第7 提出議案の説明

第8 提出議案に対する質疑

第9 衛生組合事務に対する一般質問

第10 討 論

第11 採 決

第12 閉会中の継続審査

第13 議員派遣の件

第14 閉 会

○出席議員（12名）

1番	渡	邊	広	美	議員	
2番	矢	口	豊	人	議員	
3番	川	内	雅	人	議員	
4番	原	田	嘉	明	議員	
5番	砂	川	和	也	議員	
6番	新	藤	孝	子	議員	
7番	に	いつま		亮	議員	
8番	小	川	明	仁	議員	
9番	岡	安	政	彦	議員	
10番	佐	藤	弘	一	議員	
11番	北	村	あ	や	こ	議員
12番	前	島	る	り	議員	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	松	川		敬	君
組合事務局長	大	塚	浩	正	君
組合事務局長副局長	大	野		優	君
組合事務局長主幹	馬	場	将	樹	君
組合事務局長主幹	石	川	和	茂	君
参与	藤	田		悟	君
参与	天	沼	貞	良	君
参与	澤	田		勝	君

参 与 吉 川 貴 弘 君
参 与 矢 代 雅 之 君
参 与 北 村 和 幸 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 谷 川 義 哉 君
書 記 杉 崎 達 宏 君
組合事務局 山 田 竜 矢 君
主 事

午前10時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（小川明仁議員） 皆様、おはようございます。

ただいまから令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（小川明仁議員） これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

2番 矢口豊人 議員

11番 北村あやこ 議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（小川明仁議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（小川明仁議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（小川明仁議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△管理者提出議案の報告及び上程

○議長（小川明仁議員） 次に、本定例会に管理者から第2号議案から第6号議案までの議案5件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（小川明仁議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第2号議案から第6号議案までの議案5件を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては御多用にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会におきまして御審議いただきます第2号議案から第6号議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告等に準じて職員の給料、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の旅費に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ所要の改正をしたいので、この案を提出

するものでございます。

次に、第5号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）でありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,179万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,955万9,000円としたいので、御提案を申し上げるものでございます。

最後に、第6号議案 令和8年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算でありますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,751万6,000円とするものでございます。前年度より944万1,000円、率にして3.3%の増額となったところでございます。

予算編成に当たりましては、当組合は主たる財源が構成市町の負担金であることを十分に認識し、限られた経費の中で効率的かつ継続的な運営を目指し、住民の皆様の生活衛生の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（小川明仁議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） おはようございます。

それでは、私より補足説明をさせていただきます。

初めに、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

初めに、議案書1ページから3ページの改正条例第1条及び第3条につきましては、令和7年12月に支給する正副管理者及び議会の議員の期末手当の支給月数を現行の100分の230から100分の235に0.05月分引き上げるものでございます。

次に、改正条例第2条及び第4条におきましては、令和8年度から支給する期末手当の支給月数を平準化するため、100分の232.5に改めるものでございます。

最後に、3ページから4ページの附則でありますが、第1項は、この条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条及び第4条の規定につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、改正条例第1条及び第3条の改正後の規定は、令和7年12月1日に遡って適用

するものでございます。

第3項は、令和7年12月1日に支払われた期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなし、差額分を支給するものでございます。

以上で第2号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

議案内容の説明の前に、議長のお許しをいただき資料を御用意させていただきましたので、第3号議案補足資料を御覧いただきたいと存じます。3号議案議案書の一番後ろに添付をさせていただきますいております。

資料の1ページから2ページは国の、3ページは埼玉県の給与勧告の概要でございます。

具体的には、大きく分けて3点ございます。1点目は、1ページの中段にありますとおり、月例給の官民格差を是正するため、国におきましては令和7年4月1日に遡って俸給表を平均3.3%引き上げるものでございます。

2点目は、資料2ページ上段にございますとおり、いわゆるボーナスの支給月数を年間4.60月分から4.65月分へ引き上げ、期末及び勤勉手当をともに0.025月分引き上げるものでございまして、令和7年12月1日に遡って適用するものでございます。

3点目は、2ページ中段のその他の主な給与制度の見直しにあります通勤手当の見直しでございます。今回の改正では、現行の60キロメートル以上までの距離区分について一定額引き上げるものでございます。

なお、3ページにつきましては県の給与勧告の主なポイントでございますが、国と同様の内容となっております。

このたびの給与改定につきましては、これら人事院勧告等の内容に準じまして、月例給、期末・勤勉手当及び通勤手当の改定を実施するものでございます。

それでは、議案の内容を御説明いたしますので、議案書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

改正条例第1条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございまして、新旧対照表の第10条は、自転車等の交通用具使用者に係る通勤手当について、10キロ以上から60キロメートル以上までの支給額を引き上げるものでございます。

次に、2ページの第17条の4及び第17条の7につきましては、令和7年12月期の期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

次に、3ページの改正条例第2条でございますが、4ページから6ページに掲載しております給料表について、令和7年4月1日まで遡って改めるものでございます。給料表の改定の趣旨といたしましては、人事院勧告に基づき、特に民間給与との差がある初任給を中心に平均およそ1万700円引き上げるもので、平均改定率は約3.3%でございます。

次に、7ページの改正条例第3条でございますが、第4条では、55歳を超える職員の昇給抑制措置について、国の取扱いに準ずるものでございます。

次に、第17条の4及び17条の7は、改正条例第1条で引き上げた令和7年12月期の期末・勤勉手当を6月期と平準化するための措置でございます。

次に、8ページの改正条例第4条でございますが、9ページから11ページに掲載しております給料表について、令和8年4月1日から適用させるものでございます。

最後に、12ページから14ページの附則でございますが、第1項は、この条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第3条及び第4条の規定は、令和8年4月1日施行とするものでございます。

第2項は、改正条例第1条の通勤手当及び第2条の給料月額改定は、令和7年4月1日に遡って適用するものでございます。

第3項は、改正条例第1条による期末・勤勉手当の改定は、令和7年12月1日に遡って適用するものでございます。

第4項は、この条例の改正前に支給された令和7年4月1日以降に支払われた給与については、この条例による改正後の規定に基づいて支給される給与の内払いとみなし、差額分のみ支給する旨を規定するものでございます。

第5項は、改正条例第4条で規定する令和8年4月1日からの給料表への切替えについては、15ページの附則別表に基づき行うものでございます。

次に、13ページの第6項から第9項までの規定は、令和8年4月1日の給料表切替え前後で権衡上必要が生じる場合、号給の調整を行うものでございます。

第10項は、給料の調整額の支給を受ける職員については、調整前における給料月額を附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額とするものでございます。

14ページの第11項は、附則第5項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は組合規則で定めるとするものでございます。

以上で第3号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の旅費に関する条例及び上尾、桶

川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案内容の御説明の前に、議長のお許しをいただき資料を御用意させていただきましたので、第4号議案補足資料を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましても、4号議案書の一番後ろに添付をさせていただきます。

初めに、今回の改正の目的でございますが、資料1ページの上段に記載のとおり、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い条例を改正するもので、経済社会情勢の変化に対応するため、宿泊費を定額支給から基準額を上限とした実費支給に変更することや、事務負担軽減を図るため、支給対象の見直しを行う等の措置を講ずるものでございます。

1の主な改正内容でございますが、鉄道賃につきましては旅行代理店を通じて手配した場合の手数料等の支給が可能となるほか、特別急行料金等につきましては距離制限を廃止し、公務上必要であれば支給が可能となるものでございます。

次に、資料2ページの宿泊料につきましては宿泊費と改め、定額支給から地域ごとの上限の範囲内で実費支給に変更するものでございます。

その下の包括宿泊費は、交通費と宿泊費が一体となったパック旅行について新たに支給するものでございます。

資料の3ページは、地域別宿泊費等の一覧をお示ししたものでございます。

資料の説明につきましては以上となります。

それでは、議案の内容を御説明いたしますので、議案書の1ページを御覧いただきたいと思います。

改正条例第1条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表の改正後の第2条第2号では、出張について、自宅等から出発する場合の旅費の支給を可能とするものでございます。

次に、2ページの第4号は、旅費を直接旅行者等に支払いができるようにするため、新たに旅行役務提供者を定義づけるものでございます。

次に、第3条は、出張の中止などに伴いキャンセル料が発生した場合、旅費として支給できることを規定するものでございます。

次に、3ページの第4条第3項は、天候不順や事故等で交通手段の変更などが必要となる場合の規定を新たに設けるものでございます。

次に、第5条及び4ページの第6条は、国の旅費法等の改正に併せて文言を改めるものでござ

ざいます。

次に、改正前の第7条は、日当の廃止により削除するものでございます。

次に、4ページ中段から6ページまで、改正前の第8条は、第7条の削除に伴い改正後は第7条に繰り上げ、改正後の第1項は、旅行業者等も旅費の請求ができるよう改め、第2項から第4項は、概算払いに係る旅費の精算等について定めるものでございます。

第5項及び第6項は、旅行業者等からの請求書や資料が電磁的記録で作成されている場合の取り扱いについて定め、第7項は、その他の必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

次に、6ページから7ページまで、改正前の第9条、鉄道賃は、改正後は第8条に繰り上げ、急行料金等の支給に係る距離要件を廃止し、新たに寝台料金を規定し、公務上必要であれば支給できるようにするものでございます。

また、第5号は、旅行業者等を通じて手配した場合の手数料等について支払いを可能とするものでございます。

第2項は、運賃に等級区分がある場合、最下級の運賃とするものでございます。

次に、7ページの改正前の第10条、船賃から改正後の第11条、航空賃は、鉄道賃と同様の改正を行うものでございます。

次に、8ページから9ページの改正前の第12条、車賃は、改正後は第11条に繰り上げ、国の旅費法等の改正に併せその他の交通費に改め、鉄道、船舶、航空機以外を利用する場合の旅費の支給について規定するものでございます。第1項第1号では乗合バスを、第2号ではタクシー等を、第3号ではレンタカーなどを利用する場合を規定しております。

次に、9ページの改正前の第14条、宿泊料は、改正後は第12条に繰り上げ、国の旅費法等の改正に併せ宿泊費と改めるものでございます。改正前の宿泊料は定額で支給しておりましたが、改正後の宿泊費は、宿泊先の都道府県別の基準額を上限に実費支給に改めるものでございます。

また、改正後の第13条は、新たに包括宿泊費について規定し、いわゆるパック旅行に対応するものでございます。

次に、改正前の第15条、食卓料は、国の制度改正に併せ廃止するものでございます。

次に、改正後の第14条、宿泊手当は、改正後の宿泊費が1泊食事なしを基準とするため、諸雑費として朝食、夕食代等の支給を規定するものでございます。

次に、10ページの改正前の第16条、外国旅行の旅費は、改正後は第15条に繰り上げ、第1

項は、国の旅費法等の改正に併せ字句の整理を行い、第2項は、交通費や宿泊費等について国内旅行の例によるものとし、第3項は、新たに渡航雑費を規定し、予防接種費用等を支給するものでございます。

また、11ページの第4項では、死亡手当の額について規定するものでございます。

次に、11ページの改正前の第17条、特別職の職員に随行した場合の旅費は、改正後は第16条に繰り上げ、字句の整理を行うものでございます。

次に、改正後の第17条につきましては、交通費や宿泊費等について、計算した額と現に支払った額のいずれか少ない額を支給することと規定するものでございます。

次に、第18条につきましては、国の旅費法等の改正に併せ字句の整理をするものでございます。

次に、12ページ中段の改正後の第19条につきましては、労働基準法に規定する明示された労働条件が事実と相違し、労働者が労働契約を解除した場合等で、労働者が帰郷する際の旅費の支給について新たに規定するものでございます。

次に、改正後の第20条は、旅費制度に違反して支給を受けた出張者に対して返納を求め、また給与等から控除することを規定するものでございます。

次に、13ページの改正後の第19条は、改定後は第21条に繰り下げるものでございます。

次に、改正前の別表第1及び別表第2につきましては、改正により廃止となった項目を削除するものでございます。

次に、14ページから16ページの改正条例第2条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部の改正でございますが、改正後の第3条は、管理者等が公務のため旅行した場合、第1項で原則一般職の例により旅費を支給するものとし、第2項で、鉄道賃等については特別車両料金等、宿泊費につきましては国家公務員等の旅費支給規程の別表第2の指定職職員等の欄に定める額を適用することができるとするものでございます。第3項は、外国への出張の場合の交通費につきましては、長時間の移動を考慮し、運賃等級の例外を定めるものでございます。

次に、15ページの改正前の第4項及び第5項並びに別表第1及び別表第2につきましては、旅費制度が原則一般職の職員の例によるものと規定されたことに伴い削除をするものでございます。

最後に、16ページの附則でございます。

第1項は、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、本条例施行日前に出発する旅行について、経過措置を規定するものでございます。以上で第4号議案の補足説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして、第5号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、年度末に当たりまして、歳入歳出について最終的な調整を行い、補正を行うものでございます。

初めに、補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思えます。

令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合の一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,179万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,955万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正となっておりますが、詳細につきましては6ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

それでは、8ページを御覧いただきたいと思えます。

2、歳入の2款使用料及び手数料、1目財産使用料3万6,000円は、全額減額しゼロとするものでございます。こちらは、令和6年度末に組合敷地内の飲料の自動販売機を設置者が撤去したため、7年度の収入がなかったものでございます。

次に、3款財産収入、1目利子及び配当金は、補正前の額12万5,000円に補正額5万円を増額いたしまして、17万5,000円とするものでございます。こちらは、財政調整基金の運用利子の増によるものでございます。

次に、4款繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正前の額2,320万4,000円に補正額1,313万8,000円を減額いたしまして、1,006万6,000円とするものでございます。

次に、6款諸収入、1目雑入は、補正前の額7万8,000円に補正額129万4,000円を増額し、137万2,000円とするものでございます。こちらは、その他雑入分として、自動販売機の電気代相当分が1万1,000円の減、また、建物災害共済災害共済金130万5,000円の増は、施設の落雷事故に関する共済金が支払われたため、新たに計上するものでございます。

その下、2目弁償金3万6,000円の増額は、原子力発電所事故による汚泥等の放射能検査費用を東京電力ホールディングス株式会社が補償したため、新たに計上するものでございます。

以上、歳入総額で1,179万4,000円の減額となったところでございます。

次に、9ページ以降を御覧いただきたいと思えます。

3、歳出の1款議会費、1目議会費でございますが、補正前の額666万4,000円に補正額45万6,000円を減額いたしまして、620万8,000円とするものでございます。

1節報酬1万円の増は、議員改選改選に伴います議員報酬の増、3節職員手当等1万円の増は、議員期末手当の増、8節旅費25万8,000円の減及び13節使用料及び賃借料21万8,000円の減は、議会行政視察における執行残でございます。

次に、2款総務費、1目一般管理費でございますが、補正前の額1億1,697万6,000円に補正額108万6,000円を増額し、1億1,806万2,000円とするものでございます。

初めに、2節給料83万円の増、3節職員手当等119万3,000円の増は、令和7年の人事院勧告に伴う給与改定等による増でございます。次に、4節共済費97万6,000円の減は、市町村職員共済組合負担金の執行残でございます。次に、8節旅費15万6,000円の減は、議会行政視察研修における執行残でございます。次に、12節委託料19万5,000円の増は、消防設備保守点検、財務書類作成支援業務委託の執行残による減と、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員等共済組合法の一部が改正されることに伴い、本年度中に給与システムの改修が必要となったことによる給与システムの保守委託の増でございます。次に、24節積立金5万円の増は、基金運用利子の増に伴う積立金の増でございます。

次に、3款事業費、1目し尿処理費は、補正前の額1億5,825万9,000円に補正額1,247万4,000円を減額し、1億4,578万5,000円とするものでございます。

初めに、10節需用費500万円の減は、光熱水費の電気料が当初の見込みより単価使用量が少なくなったためでございます。次に、12節委託料747万4,000円の減でございますが、脱水汚泥等処理委託550万円の減は、主に処理量の減によるものでございます。その下、槽清掃処分委託24万2,000円、臭気吸着剤交換委託173万2,000円の減は、執行残によるものでございます。

以上、歳出総額で1,179万4,000円の減額となったところでございます。

これで第5号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第6号議案 令和8年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

令和8年度上尾、桶川、伊奈衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,751万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めるとするものでございます。

次に、2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算となっておりますが、詳細につきましては6ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、6ページ、7ページを御覧いただきたいと思えます。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括でございますが、歳入歳出ともに本年度予算額合計で2億9,751万6,000円、前年度予算額2億8,807万5,000円、比較944万1,000円の増額でございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧いただきたいと思えます。

2、歳入でございますが、1款1目組合市町負担金は、本年度2億5,518万5,000円、前年度2億5,570万円、比較51万5,000円、率にいたしまして約0.2%の減額となっております。

各市町の負担割合につきましては、組合格約第13条第2項の規定により算出しておりますが、各市町の負担割合につきましては、参考資料といたしまして組合市町負担金比較表を配付させていただきました。各市町の負担割合、負担額は記載のとおりでございます。参考までに、令和8年1月1日現在の人口割にて算出をさせていただいております。

それでは、予算書8ページにお戻りいただきたいと思えます。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目処理手数料は、し尿等の搬入量を2万3,200トンと見込み、手数料条例第3条の規定により64万4,000円を計上したところでございます。前年度比較では約1.7%減の見込みとなっております。

その下の財産使用料につきましては、飲料の自動販売機撤去により廃項とするものでございます。

次に、3款財産収入、1目利子及び配当金39万8,000円は、財政調整基金の運用利子でございます。

次に、4款繰入金、1目財政調整基金繰入金3,623万円は、組合市町負担金の平準化を目的に繰入れを行うものでございます。

次に、9ページ、5款繰越金、1目繰越金でございますが、令和7年度からの繰越金を500万円見込んだところでございます。

次に、6款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子1,000円は、前年度と同額の計上

でございます。

最後に、2項雑入、1目雑入5万8,000円は、職員駐車場駐車料とその他雑収入1,000円を計上したものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

10ページ、11ページを御覧いただきたいと思います。

1項議会費、1目議会費は、本年度639万6,000円で、前年度比較26万8,000円の減額でございます。主な減額の理由は、10節需用費の消耗品費において、令和8年度は議員の改選予定がないことから、名札プレート代2万円の減、また、臨時会の開催予定がないことから、12節委託料の会議録作成委託において26万4,000円の減となったところでございます。その他につきましては、令和7年度とほぼ同額でございます。

以上が議会費でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度1億2,344万円、前年度比較646万4,000円、率にいたしまして約5.5%の増額となったところでございます。主な増額要因といたしましては、令和7年人事院勧告に伴う職員の給与改定及び定期昇給による給料、職員手当等及び共済費の増額によるものでございます。そのほか、現在契約中の電子メール及びデータサーバーのサービス提供終了に伴いサーバーの移転作業等が生じること、また、備前堤草刈りの回数を増加することなどが増額の要因となっております。

次に、12ページの一番下、2目財産管理費は、財政調整基金の積立金となりますが、本年度289万8,000円、前年度比較26万8,000円の増額でございます。預金利率の上昇に伴い、基金運用利子の増額を見込んだものでございます。

次に、13ページの3目公平委員会費17万6,000円は、前年度と同額でございます。

以上、2款総務費、1項総務管理費の本年度予算額は1億2,651万4,000円で、前年度比較673万2,000円、率にいたしますと約5.6%の増額となったところでございます。

続きまして、2款総務費、2項監査委員費、1目監査委員費36万円は、前年度と同額でございます。

以上が総務費でございます。

続きまして、3款事業費、1目し尿処理費は、本年度1億6,123万6,000円、前年度比較297万7,000円、率にいたしますと1.9%の増額となったものでございます。主な増減の要因といたしまして、14ページ中段の12節委託料において、一番上の脱水汚泥等処理委託が前年度比

較1,536万7,000円の減、これは令和6年度から脱水汚泥の受入れを停止していた県内事業者が令和8年度以降受入れを再開することが決まり、処理単価が引き下がることによるものでございます。その次のし尿処理施設整備基本計画策定業務委託1,680万円につきましては、令和8年度に施設の整備方針を決定し、整備後の管理運営体制等についても検討を行い、施設整備に向けた基本計画を策定するための業務をコンサルタントに委託するための費用で、新規で計上させていただくものでございます。そのほか、前年度とほぼ同様の内容となっておりますが、人件費や物件費の高騰など社会情勢の影響を受け、全体的に増額の予算となったところでございます。

続きまして、15ページ中段の4款公債費、1目利子1万円は、財政調整基金の繰替運用等に対する利子分として前年度と同額を計上したものでございます。

最後に、5款予備費300万円は、前年度と同額を計上したものでございます。

以上が歳出でございますが、令和8年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに2億9,751万6,000円となるものでございます。

以上で第6号議案 令和8年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（小川明仁議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（小川明仁議員） 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

再開予定時刻は10時45分といたします。

(午前10時40分)

○議長（小川明仁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

△提出議案に対する質疑

○議長（小川明仁議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

発言は自席で、着座にてお願いいたします。

6番、新藤孝子議員。

○6番（新藤孝子議員） 議席番号6番、新藤孝子です。

通告どおり質疑の質疑を行います。

第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、2点質疑をさせていただきます。

1つ目、管理者、副管理者、議員の期末手当の改正によって幾らの引上げになるのか、それぞれ金額をお示してください。

2点目、管理者、副管理者、議員それぞれの引き上げられた場合の合計金額をお願いいたします。

以上です。

○議長（小川明仁議員） 6番、新藤孝子議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、6番、新藤議員さんの質疑について順次お答えをまいります。

初めに、1点目、管理者、副管理者、議員の期末手当の改正によって幾らの引上げになるか、それぞれの金額でございますが、管理者は1,800円、副管理者は1,584円、また、議員さんのうち議長さんは1,584円、副議長さんは1,392円、一般の議員さんは1,320円がそれぞれ年間支給額で引上げとなるものでございます。

次に、2点目の管理者、副管理者、議員のそれぞれの引き上げられた場合の合計額でございますが、正副管理者につきましては3名分合計で4,968円、議員さんにつきましては12名分で合計1万6,176円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。よろしいですか。

以上で6番、新藤孝子議員の質疑を終わります。

次に、11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） まず、5号議案ですが、補正予算の諸収入、8ページですが、建物災害共済災害共済金の説明をお願いいたします。

それから、11ページのし尿処理費の説明額の合計欄、これ説明で光熱水費500万円減で、それが電気代ということになっているんですけども、この表記の仕方だと1,000万円というふうに紛らわしいような表記になっていますけれども、これを今後改正していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、6号の予算案についてです。

まず、職員人件費、11人の所掌事務の事務別の配置数をお願いいたします。

次に、2番、役務費、火災保険料減額の理由をお願いいたします。

3番、委託料で備前堤草刈り委託、先ほど御説明がありましたが、少し増やすということですが、仕様書の内容をお願いいたします。

4番、財務書類作成支援業務委託ですが、自力でもうそろそろ作成できるのではないかと思いますが、作成できない理由を伺います。

5番、土地借上料、若干ですが減額になっている、その理由を教えてください。

6番、周辺地区連絡協議会の今年度の使途の内訳、そして新年度の予定について教えてください。

次に、予算の事業費ですが、1番として需用費、過去5年間の浄化槽汚泥とし尿くみ取り人口の推移と需用費の推移をグラフでお示ししていただきたいと思います。

2番、今年度、ポンプ、ブロワ整備の仕様書の概要と、7月と8月の指名業者一覧と、入札参加を増やす工夫をしたのかどうか。これは随意契約になっていますけれども、これを御説明いただきたいと思います。そして、新年度業務分割した理由と、各仕様書の概要を御説明ください。

3点目、脱水汚泥処理委託、過去5年間の実績、委託先、金額、単価、処理量、契約形態などを教えてください。また、脱水汚泥及びし渣運搬業務委託、単価契約とのその違いというのを教えてください。

4番、し尿処理施設整備基本計画策定業務委託の契約方法と仕様書の概要をお願いいたします。

5番目、前年度なかった検査項目を説明願います。

6点目、汚泥及び処理水分析委託、過去3年間の推移と増の理由をお願いいたします。

以上です。

○議長（小川明仁議員） 11番、北村あやこ議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、11番、北村議員さんの質疑につきまして順次お答えしてまいります。

初めに、第5号議案でございます。諸収入、建物災害共済災害共済金につきましては、令和6年8月19日の夕方に発生いたしました施設の落雷停電事故に伴い、建物災害共済の災害共

済金が補償されたことにより計上をさせていただいたものでございます。

続きまして、事業費、し尿処理費の説明欄合計の表記の方法でございますが、こちらにつきましては見づらい表記となっておりますこと、大変申し訳ございませんでした。今後、当初予算書との表記方法等の統一等も含めまして、見やすい予算書作りに努めてまいりたいと思います。

続きまして、第6号議案につきまして御答弁を申し上げます。

初めに、職員人件費11人の所掌事務別配置数でございますが、現在の職員配置は、事務局長1名、副局長1名、総務担当といたしまして統括の主幹が1名、主に予算決算関係事務や総務の委託関係事務を担当する主任が1名、主に議会をはじめとした行政委員会事務を担当する主事が1名と、主に給与、職員の福利厚生事務を担当する主事が1名の計4名体制となっております。また、業務担当は、統括の主幹が1名、主に施設の維持管理や修繕工事を担当する技師が1名、主に施設の委託業務を担当する技師補が1名と、そのほか現場の設備運転を行う現業職員、技術士が2名の計5名体制となっております。

以上、現在は全体で11名の職員体制となっておりますのでございます。

続きまして、2、役務費の火災保険料等減額の理由でございますが、令和8年度は公用車の車検がないため、自動車自賠責保険料3万4,000円、これが不用となったことにより減額となるものでございます。

続きまして、3、委託料、備前堤草刈り委託大幅増の理由でございますが、この備前堤の草刈りにつきましては、私どものし尿処理施設の第2次増設に当たりまして、地元の小針領家地区と締結した当時の協定書の中で、毎年組合の責任において刈取りを行うものとする旨と記載されておりまして、昭和48年度より毎年備前堤草刈り業務の実施をしているものでございます。

令和8年度の当初予算において増額とした理由でございますが、委託業務における仕様書中、除草作業の実施回数の増によるものでございまして、令和7年度までは年に2回、7月と10月のこの2回の実施としていたものを、温暖化等の影響によりまして近年、夏季の雑草の成長が著しく、伸びた雑草により交差する道路からの視界を遮るような状況が見られましたことから、周辺道路を通行する方の安全性等を考え、年に3回の実施へと実施回数を増やす予定をしているものでございます。

続きまして、4、財務書類作成支援業務委託の自力作成できない理由についてでございますが、財務書類の作成は、総務省から統一的な基準による地方公会計の整備促進についてにおいて、各地方公共団体に統一的な基準による財務書類の作成を要請されているものでございます。

このため、当組合においても毎年、前年度分の財務書類を作成して公表しておりますが、過去に組合職員が独自で作成した際は、仕分けパターンや変換ルール等を熟知していなかったこともありまして、結果的に計上ミスや変換ミス等が散見されたところでございます。よって、正確な仕分けを行い、正確な財務書類を作成した上で、財務書類の連結団体である構成市町に毎年正確な案分財務書類を報告するためにも、専門家の監修下で作成された財務書類と、今後職員が主体で財務書類を作成する上で仕訳ルール作成ノウハウの習得が必須であると認識しているところでございます。

組合といたしましても、より多くの職員が1日も早く財務書類の作成を習得できるよう、令和7年度の委託業務には、仕訳変換フォーマットの整備や、委託業者の責任者を講師とした職員向けの仕分け方法等の研修の実施や、また実際に作成された財務書類の数値分析の演習を組み込むほか、外部研修会への参加を通して職員の自己啓発等を行っておりますが、仕訳等の完全な習得と財務書類の作成レベルにはまだ到達していないところでございますので、御理解を賜ればと思います。

続きまして、5、土地借上料減額の理由についてでございますが、土地の借上料につきましては固定資産税の評価額を基準としておりますが、近傍宅地の評価額が下落したことに伴い3万3,000円の減額となったところでございます。

続きまして、周辺地区連絡協議会、今年度使途内訳と予定についてでございますが、平成7年に当組合周辺地域の環境保全と地域振興を図り、もって組合事業の円滑な運営に寄与することを目的に設立された組合周辺地区連絡協議会に対し、一括して交付を行っているものでございます。その使途につきましては協議会に委ねているところでございます。組合としてお聞きしておりますのは、15万円を主に協議会の視察研修実施時のバス代等の協議会活動の年間運営費用とし、残りの70万円をそれぞれの地区に配分し、各地区の集会所の維持管理費等に充てているということを伺っているところでございます。

次に、事業費に関する御質問でございます。需用費、過去5年間の浄化槽汚泥とし尿くみ取り人口の推移と、需用費の推移でございますが、本日議長の許可をいただきましてお配りした議案質疑資料1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、処理人口の推移でございますが、し尿くみ取り人口及び浄化槽汚泥人口ともに、構成市町全体で減少傾向にございます。

需用費の推移につきましては、主に施設の整備内容等により修繕料で毎年増減がございまして、全体的には減少の傾向が見られております。施設の老朽化が進んでいる状況でございます。

ので、今後の整備方針に応じて必要な整備を計画的に進めてまいりたいと思います。

次に、2点目の今年度ポンプ、ブロワ整備の仕様書概要、7月と8月の指名業者一覧と入札参加者を増やす工夫、新年度業務分割した理由と各仕様書概要でございますが、今年度のポンプ、ブロワ整備の仕様書概要につきましては、議案質疑資料2ページを御覧いただきたいと思っております。

工事要素といたしまして、施設主要機器でありますポンプ、ブロワ、前処理機、破砕機等の整備を実施するものでございまして、7月に行われた1回目の入札において入札参加者の数が2に満たなかったため、入札執行要領第10条により入札を中止いたしました。改めまして、8月に資料の網かけ部分を仕様変更し、2回目の入札を行いました。同じく入札参加者の数が2に満たなかったため、随意契約としたところでございます。

指名業者一覧につきましては、議案質疑資料3ページ、指名業者一覧のとおりでございます。

入札参加者を増やす工夫でございますが、施設の主要機器は特殊な機器が多く、整備を一括して管理できるプラントメーカーを中心に事業者選定を行ってまいりました。しかしながら、今年度におきましては入札参加者が1者しか集まらなかったため、新年度業務では機器の種類ごとにさらに分割発注可能なものは分割し、対象機器の種類を整理することで、比較的中小規模の事業者でも入札に参加できるようにと考えているところでございます。

新年度の仕様書概要につきましては、議案質疑資料4ページから5ページのとおりでございます。各種ポンプ、破砕機、ブロワ整備を分割し、より多くの事業者が参加できるよう計画をしているところでございます。

次に、事業費3点目の脱水汚泥処理委託、過去5年間の実績、脱水汚泥及びし渣運搬業務委託との違いでございますが、過去5年間の実績につきましては議案質疑資料6ページから7ページのとおりでございます。

汚泥及びし渣の処理に関しましては、搬出先の確実な確保が必要であり、リスク回避の観点から複数者との契約を締結するため、県内企業3事業者と随意契約となっておりますが、搬出時にはできる限り単価の安い事業者へ多く搬出できるよう努めているところでございます。

また、次の脱水汚泥及びし渣運搬業務委託との違いについてでございますが、脱水汚泥処理委託は汚泥の処理を委託するものであり、脱水汚泥及びし渣運搬業務委託は、処理施設まで汚泥の運搬を委託するものでございます。こちらの運搬業務委託の契約方法につきましては、令和7年度から指名競争入札としたところでございます。

次に、4点目のし尿処理施設整備基本計画策定業務委託の契約方法と仕様書概要でございます。

すが、契約方法につきましては指名競争入札を考えているところでございます。

仕様書概要につきましては、令和6年度に実施したし尿処理施設基礎調査等業務報告書の内容を踏まえ、直近での将来人口予測と搬入量予測、施設規模の設定、資源化方式及び下水道放流方式の詳細検証など整備方針案の決定に関すること、また、整備に向けた事業スケジュール、事業者選定方式、管理運営体制、旧施設の保全等の検討を行うものでございます。また、パブリックコメントの実施や参与会議への技術者の出席を予定しております。

次に、5点目の前年度なかった検査項目の説明でございますが、トラックスケール検査委託及び精密機能検査委託になります。トラックスケール検査委託でございますが、計量法に基づく検査及び計量システム関連機器の点検を実施するもので、2年に1回の実施となっております。精密機能検査につきましては、法令に基づき3年ごとの実施が定められている精密機能検査を委託するものでございまして、維持管理の状況、処理機器の状況、設備装置の状況等について調査するものでございます。

次に、6点目の汚泥及び処理水等分析委託について、過去3年の推移と増の理由でございますが、まず過去3年の推移につきましては、令和7年度決算見込額が195万8,000円、令和6年度決算額が202万4,000円、令和5年度決算額が377万3,000円でございます。

新年度増の理由でございますが、3年ごとに組合敷地境界線及び敷地内における臭気測定を実施しており、令和8年度が対象年度のための増でございます。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 再質疑いたします。

まず、職員の人件費の中で職員の配置なんですけれども、ちょっと心配しているのは、入札業務というのは何人でやっているのかというのがちょっと気になります。ちょっとこの間、その後で質問しますけれども、これはどのような形態でやっているのでしょうか。何人がどのような形でやっているのか御説明をください。

次に、保険料のお話なんですけれども、火災保険料等というふうになっているんですが、これを見ますと火災保険かなというふうに思ってしまったわけです。つまり自動車保険のことなので、あまりにも性質が違うものがあるので、例えば保険料減額とか、もしくは両方書いていただくとか、もう少し分かりやすくしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、草刈り委託についてですが、これ委託先たしかシルバーさんだというふうに思ったんですけども、これ年間契約で一括でやるんでしょうか。その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、財務書類作成支援業務委託のことですが、職員の中に簿記のせめて2級の取得者というのはいらっしゃるんでしょうか。今後新規に募集するときには、そういう能力のある方というのも心がけなきゃいけないと思うんですが、もう大分財務諸表の作成委託をして何年もたつと思うんですけども、じゃどのくらい進歩したのか。その辺について伺いたいのと、それから、構成市町でこれを支援する。まずは職員が作成をして、それをチェックする。間違いはそこで構成市町の担当者などがやればよいんじゃないか。金額の問題ではなくて、やはり能力というか、そういうものを熟知していただきたいということもありますので、その辺はできないのかどうか伺いたいと思います。

次に……

○議長（小川明仁議員） よろしいですか。

○11番（北村あやこ議員） まだあります。すみません。ごめんなさい。需用費の中で、浄化槽汚泥と、この表グラフを出していただいたんですけども、ここを見ますと処理人口が減っているのに需用費は上がっているという傾向があります。処理人口は大体3.7から5%、約4%ぐらい減っているわけですけども、需用費が25.7%とかなり額が上がっております。物価高でコストが増になっているということは推測できるにしても、ちょっと金額が多いなという気がしております。その中の構成、特に上がっているものについて教えてくださいたいと思います。

それから、先ほどの入札の関係でポンプ、ブロワの仕様書ということで、7月15日に1回目、8月28日に2回目の入札が参加者がいないということで随意契約にしているわけですけども、まずこの随意契約の理由として、どこまで入札参加者を増やす努力とかをしているのかというのがちょっと見えません。資料の中で指名業者のリストが出ているんですけども、これ1回目と2回目と全く同じ指名業者でやったんでしょうか。それについて御説明ください。

その後で随意契約にしてよいとする根拠というのが果たして妥当なのかどうかということが疑問がありまして、まず入札参加者が1者しかなかったという、その他者の理由というのを把握していると思うので、それを教えてくださいたい。

それから、通常、参加者がいなかった場合の再入札までの一応手順というのがあると思うんですが、それはどのようになっているのか、そのとおりのされたのか教えてくださいたい。

次に、新年度については分割をしているということなんですけれども、1つの大きな仕事を分割すればするほど固定経費が上がっていくと思うんです。その中で、予算はその分を見込んで新年度の予算を見込んでいるのかどうか。

同じく指名のランクが今度多分下がっていくんだと思います。その辺のランクがどうなのかというのがちょっと心配です。例えば水道施設工事、今回の場合ですけれども、Aランクが15者、Bランクが11者のCランクが4者ということになって、だんだん減っていくんですね。その辺についてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

それから、先ほどの脱水汚泥の契約のことで、今まで休んでいた業者さんが復活したから安くなったというのが御説明あったんですけれども、ちょっとその辺の御説明よく分からないので、もうちょっと詳しく、どんな業者さんで幾ら下がるのか教えてください。

次に、し尿施設処理施設整備基本計画の点ですけれども、指名競争入札でやるということなんですけれども、後で一般質問でもちょっと触れたいと思っているんですけれども、これでそのコンサルもピンからキリまでありまして、金額だけでやると、今後のこの組合の将来を左右する重要な基本計画ですので、果たして適切なのかなという気もします。もう一方では、仕様書を工夫しなければ難しいと。プロポーザルでやるか、あるいは仕様書を細かく細かく書いていくか、どちらかにしなきゃいけないというふうに思っているんですけれども、その辺はどのように考えられているのか伺いたいと思います。

それから、すみません。財政調整基金の令和8年度の残高、最後、期末残高の予測をお願いいたします。

以上です。

○議長（小川明仁議員） 11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） では、順次お答えしてまいりたいと思います。

初めに、職員体制、入札に関する御質問でございますが、こちらにつきましては総務担当の主事が事務を行っておりますが、これにさらに主任が1名、基本的には事務は2名の体制になります。さらに、これを総務担当の統括主幹が補佐をするという体制で行っております。

続きまして、保険料の火災保険料等の表記でございます。これにつきましては、本日御意見を頂戴いたしました。今後見やすい予算書作りに工夫をしてみたいと考えております。

続きまして、草刈りの件でございます。御質問のございました備前堤の草刈り、これは市道6号線沿いにございます道路沿いの草刈りでございます。議員御質問いただきましたシルバ

一の草刈りは、私どもの施設内、駐車場等の草刈りでございます。

この備前堤につきましては交通誘導等も伴いますため、危険を伴うこともございまして、これはシルバー人材センターではなく一般の業者さんに対して入札で決定しているところでございます。

また、回数が2回から3回に増える詳細ということですかね。

○11番（北村あやこ議員） それは結構です。

○組合事務局長（大塚浩正君） よろしいですか。失礼いたしました。

それから、財務書類の作成に関してでございます。2級の有資格者が1名おりますが、これが技師でございまして、実際には施設の運転業務を担当しているところでございます。現在、総務担当の職員においては該当の職員はいないところでございます。

また、御指摘のとおり、これは何年も続けているのではないかとということでございますが、内情を申し上げますと、当時と職員の入替えがございました。衛生組合、私どもの悩みでございまして、なかなか職員の定着が難しいという現状もございまして、このようなことも現実の事情としてはあるところでございます。

また、構成市町の支援を受けられないかということもございました。これにつきましては、ちょっと私どものほうでこのような考えがこれまでなかったものですので、構成市町さんのほうとまた相談をさせていただきたいと思っております。

続きまして、需用費の関係で、処理人口が減少に対しまして需用費が増えているのではないかと御質問であったかと思っております。この事業費のうち占める割合が高いものは修繕費でございまして、修繕費につきましては、その年、その年に応じまして大型機器の修繕があったりなかったりということがございますので、なかなか均一に毎年支出ができない状況でございまして、こうした中で、年によって増減が発生しているところでございます。

それから、ポンプ、ブロワの入札の件でございます。議員御指摘のとおり2回入札を行いましたが、入札者が1者しかいなかった。これに関してのまず努力という点でございますけれども、これまでポンプ、ブロワにつきましては、施設がそれぞれのポンプ、ブロワ機器類が関連して稼働しているものですので、これを一括して整備を受注できる企業といいますか、事業者を想定しておりました。こうなりますと、どういたしましても大手のプラントメーカーが参入できるという形になってまいります。

ただ、今年度なかなか手が挙がらなかった理由というのは、私どもも各メーカーさんのほうにヒアリングを行いました。その答えといたしましては、現状各メーカーさんもなかなか人手

が不足しているということでございまして、これまでは自社が手がけた施設以外についても積極的に仕事を取りにいくと、こういう状況があったようでございますけれども、なかなかこの現状、人手不足の中では他社さんが整備した施設まで手が回らないと、こんなようなお話が聞けたところでございます。これが率直な業者さんたちの本音ではないかなと考えております。

そして、7年度努力したものでございますが、仕様書の変更、これが行えないのかということで研究をさせていただきました。7年度に実施できたこととしては、これは僅かなものと指摘があるかもしれませんけれども、破碎機の工事について、これを分割発注といたしました。なぜこの項目を分割発注したかということでございますが、私どものほかにも近隣の施設、し尿処理施設がございます。こうしたところに職員聞き取り調査を行いまして、破碎機についてはいわゆる純正部品以外のものを用いて他社さんで整備できた事例があるということが確認が取れました。こういう事例があることから、破碎機整備については分割発注をするということで仕様の変更をしたところでございます。ただ、もちろんこれで十分かと感じているところでは当然ございませんので、令和8年度についてはさらに研究を重ね、さらに細分化した発注ができないかとしたところでございます。

そしてまた、手順のお話でございますが、手順については何か明文化された手続のものというのが特別ないですね。入札が不調になった場合にどのような手順を踏むべきかということをもとめたものは現在は存在していないところでございます。そのため、もう一度入札に付し、それで2回入札に付して入札者が複数いなかったため、地方自治法の施行令のいわゆる8号適用ということで随意契約に移行させていただいたところでございます。

そして、令和8年度に細分化した場合、諸経費が増額になるのではないかというお話でございますが、私どものほうで参考見積もり等を徴取し、予算計上した時点におきましては増額ではなく逆に減額になったところでございます。

また、その発注を分割することによって指定する事業者のランクづけが変わるという点でございますけれども、このランクが下がるほど事業者数も減っていくのではないかと、足りなくなるのではないかという御心配をいただいたところと存じます。当然そのような心配があるところでございますが、該当ランクでの事業者数が指定の数に満たない場合には、上位ランクの事業者も含め検討をしていくことになるものと想定しております。

続きまして、汚泥処理に関してでございます。これにつきましては、令和5年度から令和6年度に移行する段階におきまして、県内の汚泥処理を請け負う事業者1者さんが汚泥の引き受けを急遽休止するという申出がございました。その当時の担当者のほうが急遽県内で引き受け

ていただける事業者を探しましたところ、1者該当の事業者が見つかったところでございます。ただ、単価につきましては、やはり急遽受入れをお願いするようになりますと、どうしても取引の世界でございますので、単価が上昇する傾向がございます。こうした経緯がございましたので、なるべく早く受入れを休止した事業者に再開を求めてきたところ、令和8年度から受入れを再開していただけると、このような情報があったところでございます。

なお、それぞれの事業者の単価でございますが、これは令和8年度の予算計上における単価でございます。まず、1者、よりいコンポスト、これは従来から継続して引受けを行っていた事業者でございますが、よりいコンポストにつきましては1トン当たり3万3,000円。続きまして、一時期2年間受入れを休止していたエコ計画という事業所がございます。エコ計画につきましては単価が4万1,800円。そして、急遽受入れをお願いしましたオリックス資源循環、こちらが単価で6万6,000円。これが8年度での予算計上の単価でございます。

続きまして、基本計画について指名競争入札を予定している理由でございますが、私どももいたしましても、この選定方式につきましてはいわゆるプロポーザル方式か、もしくは入札かということは検討してきたところでございます。

その中で、この基本計画の性格でございますが、例えばコンサルタントがゼロベースでいろいろなアイデアを出し合って計画を策定していく、そういう性格の強いものでありますと、プロポーザル形式による選定がふさわしいのかなと考えております。今回の基本計画策定におきましては、まず令和6年度に実施いたしました基礎調査委託の結果というものがございます。当然これに全て縛られるというものではございませんけれども、これを基に、この上尾、桶川、伊奈の地域にふさわしい整備方針を決定していくと、こうしたことをお願いする事業でございます。こうした中では、仕様書を定めていく上で、価格競争入札に付すのがふさわしいのではないかと。また、令和8年度的意思決定を受ける期間を考えますと、早期に事業者を決定していく必要もあるものと考えております。こうしたスケジュールのことも考えまして、指名競争入札を選択しようとしたところでございます。

最後に、こちらが財政調整基金の令和8年度末の予測残高でございます。今申し上げます金額につきましては、8年度の予算で繰入れを行った後の残高ということで申し上げさせていただきますと、見込みでは9,756万円、1億円を若干下回る金額になるものと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員、私から確認させていただきたいんですが、追加通告した質疑につきましては今の発言の中で触れられておりますよね。

○11番（北村あやこ議員） はい。

○議長（小川明仁議員） 大丈夫ですね。それを確認いたしました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） ありがとうございます。

では、最後のところからいきますが、基礎調査の業務委託なんですけれども、後で一般質問でもちょっと触れたいと思いますけれども、今回の基本調査ですか、それについてあまり私のほうは出来がよくないというふうに思っております。これ仕様書を工夫しないと成果品の出来に関わってくると思うんですけれども、その辺の工夫はどのようにされるのか伺いたしたいと思います。

それと、次に汚泥と処理水の委託についてですけれども、ごめんなさい。運搬委託です。この資料を頂きましたけれども、7年度の決算が195万8,000円、見込みですね。6年度が202万……ごめんなさい。すみません。質問を間違えました。委託の中で処理が、エコ計画が168回で4万4,000円、単価で739万2,000円。6年度が、やはりこれ198回で871万円で、その次に5年度が102回で415万1,000円ということで、1回の運び量があまりに違うんですね。なぜこういうことになっているのか、大体1回運ぶのがどのくらいになっているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。5年については1回当たり約9トン、6年については4.6トン、7年については4.5トンと、5年と6年と7年大分違うんですね。本来ならある程度たまってから運搬するということがコスト削減にも合理的でもあるというふうに思うんですけれども、こんなに違う理由が何なのか、どのようにその基準というか、判断をしているのか教えていただきたいと思います。

それから、今回処分の委託に関してなんですけれども、単価が令和7年度よりも全部下がっているような気がするんですが、その理由は何なのでしょう。その辺も教えていただきたいと思います。

最後に、随意契約のこの問題なんですけれども、ちょっとよく分からない。2回目と1回目で全く同じ業者さんで入札をしたのでしょうか。通常、1回目で入札の参加者がいないときには、参加した業者さんはともかくとしても、業者さんを入れ替える。15者ぐらいあるわけですから、入れ替えることは可能なので、そういうふうにしてまず入札をするということで、ま

た参加者がいないんだっただけに分かるんですけども、何でそういう手順を踏まなかったのかなというのがよく分かりません。その点について御説明をいただきたいんです。

そういう意味では、随意契約としての確でなかったというような気もするんです。仕様書を工夫したと言いつつも、これが本当に適切だったのかということについての御判断をお願いします。

それで、新年度については、分割したら、見積もりを取ったら下がったというんですけども、ということは今までが高かったのかなということにもちょっと考えて、これだけ物価高と人件費が上がっている中で分割したほうが下がってくるという、その辺の要因というのはどのようにお考えになっているのでしょうか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小川明仁議員） 11番、北村あやこ議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。
大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、順次お答えしてまいります。

まず、初めに基本計画の工夫という点でございますけれども、これまで私どもも複数の事業者さんともお話をしてまいりました。どういう、いろいろなところでの計画策定に関わられた事業者さんがいらっしゃいますので、そういった方々からお聞きした情報、それからまた、構成市町さんの参与さんにおかれましても、し尿処理施設以外の施設の整備等にいろいろ関わられた経験豊富な方もいらっしゃいます。こうした方々からのアドバイスをいただきながら、仕様書の作成については工夫をしてまいりたいと考えております。

それから、2点目の汚泥運搬処理の御質問でございますけれども、この点についてはすみませんが、ちょっと後ほどにさせていただきたいと思います。

それから、単価が8年度になって下がっているという御指摘でございますが、1者価格の引下げがございました。具体的に申し上げますと、オリックス資源循環でございます。ここにつきましては、一言で申し上げますと価格交渉の結果でございます。令和6年度に急遽引受けをお願いするという状況があった中で、6年度、7年度につきましては単価7万1,500円での契約となったところでございますが、この間価格引下げの交渉を行ってまいった結果といたしまして、この事業者につきましては、若干ではございますけれども、単価の引下げに至ったところでございます。

〔「エコ計画」と言う人あり〕

○組合事務局長（大塚浩正君） エコ計画は、6、7年度は汚泥の引受けを停止してございま

したので、令和5年度の比較になろうかと思いますが、令和5年……。すみません。ちょっと御質問の趣旨ともしずれていたら申し訳ございません。エコ計画さんの処理の回数について御指摘がございましたでしょうか。若干この契約形態が分かりづらいところが、エコ計画につきましては、令和5年度以前につきましては、これは運搬と処理が一体の契約であったため、エコ計画の令和5年度の102回といいますのは、他者で、この時点で申し上げますと、よりいコンポストなどで処理する場合について運搬のみを頼んだもの、これが102回でございます。令和6年度につきましては、よりいコンポストさんとオリックス資源循環さん、エコ計画さんが受入れ休止しておりましたので、この2事業者に運んだ回数で198回と増えております。今年度では、エコ計画が自社に持ち込んだ分がここに増えてくるという形になります。令和7年度についても6年度と同様でございますが、こちらにつきましては現在7年度の途中でございまして、1月現在の搬出実績までのため、回数が少なくなっているところでございます。

それから、入札ですね。1回目と2回目につきましては、結論から申し上げますと同じ事業者でございます。この理由でございますが、先ほどの答弁とも一部重複いたしますが、ポンプ、ブロワ、複数ある機器を一括して整備できる事業者となりますと、どうしてもやはりプラントメーカーといったところになってまいります。そこで、私どもの施設過去関わっていただいた事業者さんなどを選定した結果といたしまして、同じ事業者の選定になったというところでございます。

適切かどうかというお話でございますけれども、今申し上げましたような理由から同じ事業者になったわけでございますが、さらなる工夫が必要かどうかにつきまして、8年度以降、業務を分割することで新たな事業者の参入を求めていきたいと考えているところでございます。

また、分割して安くなるのがこれまで高かったということになるのではないかという御指摘がございました。一括発注することによる業務管理費等の費用がかかったということもあろうかと思えます。今後につきましては、さらなる安価にてよりよい結果が得られるような業務となりますよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） ほかに答弁ありませんか。

○11番（北村あやこ議員） すみません。答弁漏れ1つ。

○議長（小川明仁議員） どの。

○11番（北村あやこ議員） ごめんなさい。1回につき何トンの運搬をするのかというところが答弁漏れです。

○議長（小川明仁議員） 2番目の質問ですか。

お答え、大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） 大変失礼いたしました。運搬の1回当たりの量でございますが、汚泥1回当たり4.5から4.6トン前後で推移しております。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） ほかに答弁ございませんか。

以上で11番、北村あやこ議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（小川明仁議員） 暫時休憩いたします。

一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

再開予定時刻は11時50分といたします。

（午前11時39分）

○議長（小川明仁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（小川明仁議員） これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

1人につき質問時間は答弁を含めて30分、質問回数は3回までとなっております。また、発言は登壇にてお願いいたします。

11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 11番、北村あやこ、一般質問をさせていただきます。

この当議会は5年、6年前に関わらせていただきましたけれども、その間どの程度進んでいるのかなというのをすごく興味を持って見ていたんですが、今回配られたし尿処理施設基礎調査業務委託、これについて質問をさせていただきたいと思います。

この目的に関してですが、当組合のし尿処理施設は、1980年に稼働開始した第1施設を休

止し、1980年度開始した第2施設、処理能力150k1／日当たりの標準脱窒素処理方式を管理運営しているということです。本施設は稼働開始から34年が経過しており、この当時、令和7年3月のあれですから、施設の老朽化や搬入状況の変化により、今後の経済的かつ合理的な施設運営及び施設整備について検討することが求められているというふうに前段が触れられています。

私は、5年前にですが、精密機能検査報告書及び個別施設計画というのが出されておりました、それに関連して組合の今後の在り方を問い、一般質問をした記憶がございます。その後は事務局で検討、視察などを重ね、参与会議で議論をし、この報告書になったと受け止めております。5年の歳月をかけた割には遅々として進まないというか、中身が薄い、問題がありの報告書と受け止めております。

すなわち、72ページから成るこの報告書の最後の69ページですが、整備手法について検討した結果、案1、基幹改良し尿処理施設が最も優れた整備手法であると考えられるというふうにある一定程度結論づけ、その後で、しかしその他の整備手法においても本組合の抱える課題は改善されることに相違はないというふうな書き方をしています。つまり、結論ありきで締めくくっているという感があるわけです。その点を中心にまず伺いたいと思います。

そこで、当組合の意思決定において、正副管理者と参与会議が重要な要と認識しています。まず、内容の1点目、内容の共通理解と議論はどのような経緯をたどっているのか伺います。

次に、今後当組合と施設の方向性についてですが、2点目、構成市の意思決定までのプロセスを示していただきたいと思います。

また、当議会ではどのような議論があったのか、3点目、その概要をお願いしたいと思います。

そして、これら報告書の前提となる処理人口の予測について、4点目、詳細なデータを示していただきたいと思います。

以上、御答弁いただき、議論を深めたいと思いますので、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（小川明仁議員） 11番、北村あやこ議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。
大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） 11番、北村議員さんの御質問に順次お答えしてまいります。
し尿処理施設基礎調査等業務委託についての1点目、内容の共通理解と議論はどのような経

緯かについてでございますが、初めに、昨年5月に各構成市町参与の下へし尿処理施設基礎調査等業務委託報告書の説明に回り、御意見をいただいたところでございます。その後も10月と12月に個別訪問を行い、また7月、11月、1月の参与会議において議論を重ねてまいりました。その中で、資源化方式の比較検討に当たりましては、報告書に記載のある助燃剤化や堆肥化のほか、メタン発酵やリン回収など、環境面を重視した資源化方式のさらなる検討の必要性や、他の大型事業との兼ね合いによる財政面の課題、処理形態別人口及びし尿処理施設の将来規模予測については、整備方針を決める上で大変重要な要素であることから、新たに開業した道の駅や、今後開発が見込まれている工業団地からの浄化槽汚泥搬出量などを見込み、さらなる精査が必要であること、そのほか、今後の整備事業スケジュールや、議会、住民等の合意形成の図り方などの多くの御意見をいただいたところでございます。

また、下水道放流方式につきましては、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所や桶川市下水道課、埼玉県北本県土整備事務所と打合せを行い、検証を深めてまいりました。その結果、下水道放流方式につきましては、処理水の放流ルートや希釈水の安定的な確保など、技術面及び運用面における検討課題が多く、具体的な計画策定時には専門家を交えたさらなる調査研究が必要との御意見をいただいたところでございます。

なお、このような御意見を受けまして、昨年秋には組合職員においても独自の調査研究を行い、最新の人口動態を反映させた将来人口予測と搬入量予測や、メタン発酵及びリン回収などを行った場合のシミュレーションを行い、また下水道放流に関する新たな放流ルートなどを検討してまいりました。しかしながら、この検討結果につきましては、専門的かつ技術的な検証は行っておりませんことから、今後専門的知見を有する方による検証が必要なものと考えております。

続きまして、2点目の構成市の意思決定までのプロセスについてでございますが、令和8年度にし尿処理施設整備基本計画の策定を予定しており、施設の整備方針を決定したいと考えております。そのため、参与会議につきましては、例年3回程度の開催となっておりますが、来年度は適宜臨時の参与会議を開催し、より綿密な協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、参与会議にはコンサルタントの出席を予定し、計画の策定過程において、専門的知見を有する立場から情報提供や助言をいただきつつ、意思決定を図ってまいりたいと考えております。

10月末頃までに整備方針案を絞り込み、臨時の正副管理者会議で報告を行い、この後の質問事項にも関連がございますが、11月初め頃に議員の皆様へ報告及び意見聴取の場を設けさ

せていただきたいと思いますと考えております。その後、パブリックコメントを実施し、来年1月下旬の参与会議で最終的な整備方針案を定め、その後の正副管理者会議において意思決定の後、令和9年度予算に関連予算の計上をさせていただきたいと考えております。

続きまして、3点目の当議会での議論の概要でございますが、令和7年8月定例会後にし尿処理施設基礎調査報告書を配付させていただき、6パターンの整備方針案と概算費用について説明させていただきました。

また、同じ令和7年8月定例会の一般質問におきまして、今後の施設の在り方について議論があったところでございますが、その主な内容といたしまして、し尿処理事業の広域化の検討、他の廃棄物部門との統合及び資源化施設の検討でございます。その際の答弁でも申し上げましたが、広域化や他の廃棄物部門との統合につきましては、長期的なビジョンとなりますことから今後の課題と認識しているところでございますが、構成市町を中心として近隣団体との情報交換を行ってまいりたいと考えております。

また、資源化施設の検討につきましては、資源の需要先の確保や安定した供給、費用対効果を考えますと、一定規模以上の施設でなければ事業の継続は難しい面があると考えておりますが、令和8年度に予定しておりますし尿処理施設整備基本計画の策定過程において、改めて慎重な検討を行ってまいりたいと考えております。

また、今後、令和8年8月定例会で基本計画策定業務の進捗状況について報告させていただきたいと考えておりますが、その次の定例会が例年2月までございませぬことから、先ほど答弁で申し上げましたとおり、11月初め頃に議員の皆様を対象とした報告会を開催させていただき、御意見を賜りたいと考えております。

最後に、4点目の処理人口の予測についての詳細なデータについてでございますが、議長の許可をいただき配付いたしました2月13日北村あやこ議員一般質問資料を御覧いただきたいと思います。

構成市町合計の浄化槽人口、し尿処理人口及び浄化槽汚泥とし尿の搬入量総量について、平成26年度から令和5年度までの実績値と、令和6年度から令和26年度までの推計値について、5年刻みで表とグラフにまとめたものでございます。傾向といたしましては、いずれも右肩下がり減少していくことが推計されているものでございます。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 再質問させていただきます。

まず、道の駅とかその他について、今後開発が見込まれている工業団地からの浄化槽汚泥搬出量などを見込んでさらなる精査が必要であると、そういうふうに答弁されている根拠なんです。それでは道の駅のし尿というのはどのくらい増えたんでしょうか。それから、これまでの量のどのくらいの割合なのか。また、工業団地の就労人口の予測と処理量、あとこのほかに開発予定というのが構成市町であるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

次に、下水道処理方式については、処理水の放流ルートや希釈水の安定的な確保など、技術面、運用面における課題が多いというふうに答弁ではなっているわけですね。これとても意外だと思えます。すぐ近くに元荒川処理センターもあって、全国でも下水道方式かなり採用している自治体があるわけです。そこで伺いたいんですが、課題の具体的な中身についてもう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

また、これについて維持費とか事業費の計算がされているわけですが、比較表も6パターンについてあるわけですね。これについて、事業費やライフサイクルコストの中に、今後の円安、さらなる物価高、賃金上昇など、GDPとの関連などはどの程度見込んでいるのか伺いたいと思います。

さらに、これまでの報告書では下水道放流方式も有力な方法と認識を私にはしていたんですが、ここのこの報告書の中に、国の補助金の中で循環型社会形成交付金事業が3分の1、社会資本整備交付金が2分の1で、社会資本整備交付金を活用して整備した場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として当該施設の設置する場所の下水道担当部局が行う。本検討では組合が主体となって施設整備及び維持管理を行う予定であるため、社会資本整備交付金の活用は想定しないということで、つまり下水道担当との協議もうせずに、でも下水道がやらなきゃいけないから、組合が主体だから、これはそのまま組合がやる方式として検討するよということで①案ということで、今の施設の老朽化の更新という程度のものしか書かれてないわけですが、これはもうちょっと構成市町で将来を考えた場合に、もうちょっとドラスティックに考えなければいけない問題だと思っております。組合が主体というだけで補助率2分の1を簡単に捨ててしまうのかどうかというのは、これはちょっと大きな問題ですので、管理者にお答えいただけますでしょうか。これは、下水道放流方式、先ほどの基本計画の予算の説明では下水道放流方式も検討するという話になっているんですが、これはそうならない。この報告書はならないということで、その辺の矛盾というか、どういうふうに私たちは捉えたらいい

のか教えていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（小川明仁議員） 11番、北村あやこ議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

〔「ちょっと休憩いいですか」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いします。

（午後 零時07分）

○議長（小川明仁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時09分）

○議長（小川明仁議員） 11番、北村あやこ議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、ただいまいただきました再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、道の駅と工業団地の件でございます。これにつきましては、道の駅につきましては開発行為に伴う計画排出量というものをお聞きしておりまして、これが年間で234トン、1日当たり日割りいたしますと0.64トンとなっております。これは、組合全体の受入れをしております浄化槽汚泥、し尿の量の約1%に該当するものでございます。間もなく道の駅、昨年の3月下旬に開業したものでございます。間もなく1年が経過いたしますことから、今後その実績を基に来年度の基本計画策定には生かしてまいりたいと考えております。

また、工業団地でございますが、現在のところまだ具体的に工場ができるのか、倉庫ができるのか、このあたりは分かっていないところでございます。この浄化槽汚泥の排出量につきましては、何ができるのか、そこでどのくらいの従業員が働くのかというところによるところでございます。ただ、人口当たりの平均排出量といいますものがこの基礎調査報告書の中でも示されておりまして、浄化槽汚泥といたしましては1人当たり1.04リットルという数値が表されておりまして、また、他の市における工業団地との面積案分などから求めますと、工業団地ができた場合、浄化槽での排出量、影響量といたしましては、少なく見積もって1日当たり0.2

キロリットルから最大で1日当たり1キロリットル程度の影響を見込んでいるところでございます。

また、構成市町区域内におけますこのほかの開発予定ということでございますが、現在私どものほうといたしましては、このような大規模な開発予定はお聞きしていないところでございます。

続きまして、下水道放流に関する課題でございます。先ほど議員のほうからも、これだけ県下水道処理施設が近くて放流するのが難しいのか。これは、いろいろな方から実際お聞きするところで、感想でございます。

一方で、課題といたしましては大きく2つあると認識しております。1つは技術的な課題でございます。まず、この衛生組合の立地でございますが、ここにつきましては桶川市に立地するわけでございますけれども、桶川市の公共下水道の最終端マンホールがここから川を遡って1キロほど上流でございます。今公共下水道と申し上げましたが、県の下水道は流域下水道ということになっておりまして、先ほどといたしますか、昨年八潮市で事故が発生したのも流域下水道でございます。この流域下水道には、下水を直結して流すこと、排除することはできないと言われております。これは、各市町村が管理する公共下水道で責任を持って水質を保持したものを流域下水道が受けると、こういう考え方によるものだそうでございます。そういたしますと、この施設の立地は流域下水道のほぼ最下流でございます。まず、流域下水道がそばを遡っていても直結ができない。また、一番下流ということは深さも深くなっておりまして、地上から10メートルを超える深さに流域下水管が埋設されております。このようなことを考えますと、桶川市の公共下水道の最終端マンホールまで放水路を延長しまして、そこから改めて公共下水道経由で流域下水道に排除をしていくと、このようなルートが必要となってまいります。1キロメートル水を勾配に遡って流していくということになりますので、技術的な検証を伴わなければこれが実現可能かどうかということが判断できないところでございます。

また、費用面ということで申し上げます。1つは、下水道使用料が当然かかってまいります。下水道放流方式、一番施設を簡易な形で整備いたしますと、下水道放流基準に見合うまでこの汚泥を薄めていく必要がございます。安全値等も取りますと、推計では30倍近く希釈が必要と言われております。この希釈に伴う上水が必要となってまいります。現在私どもの施設では井戸水による処理を行っております。これは汚泥に対する希釈率が2から3倍程度でございます。この10倍近くを上水で補うとなりますと、単純に水道料金で計算いたしましたところ、月当たり1,400万円程度要すことになってまいります。

また、報告書で触れておりますとおり、その隣接しております県の下水道施設から排出される処理水を活用してはどうだという案もございましたが、目の前にございます赤堀川をどのように水を渡してくるのか、このような技術的な課題も残っているところでございます。このようなことが下水道放流として考えられる課題でございます。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） 小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 北村議員の再質問の社会整備交付金についての活用と下水の関係についての御質問かと思えますけれども、今下水道の直結に関しましては本当に大きな、ちょっと現実的に難しいのではないかというような課題が、技術的な課題と、あとは費用面の課題ということで局長のほうから答弁させていただきましたけれども、仮にこの社会整備交付金を活用、これも先ほど局長の答弁にありましたけれども、これは構成市町が主体となるものについて交付されるわけで、そうすると、それを活用しても恐らくランニングコストとか様々な希釈をする、相当な水で薄めなくてはならない。そして、その下水道を恐らく数キロ桶川市の下水管を通してじゃないとその荒川さんの流域下水道に直結できないということになると、相当な下水道使用料の問題とかいろんな課題が出てきますので、その辺をいま一度精査もしながら令和8年度の基本計画策定に向けて取り組んでいかななくてはならないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（小川明仁議員） 大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） 失礼いたしました。私のほうで1点答弁漏れがございました。この調査書にございます事業費、物価高等の影響につきましては、この報告書の中では触れていないところでございます。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 再々質問を行わせていただきます。

そうしますと、今の答弁で考えますと、ここに書いてある元荒川処理センターに図面でつなげばいいとか、処理水を使えばいいという先ほどの御答弁ありましたけれども、そういうこと

が書かれているわけですね、ここにはね。そういう方式もあるんだというふうに書かれているんですが、それは要するに安易な答えになってしまうわけですね。今の答弁だと、いや、課題が多いからすぐにつなぐわけにはいかないというふうにお答えになっています。

国土交通省のホームページで、下水道事業の共同化というので汚泥処理の共同化というのを、これ例えば石川県などを見ますと相当丁寧に計画も立て、さらには可能なことを3市、2市1町とか広域、かなり広域にやっているわけですね。だから、そういう意味ではまだ可能性としては十分あると思うんですね。

そこで、ここに先ほど申し上げた費用のことが書かれているわけです。例えば、第1案については全部で47億円というふうに、約48億円ですね、書いてある。第2案が90億円、第3案が104億円とか、第4案が78億円、5案が71億円、6案が109億円ですね、約。というふうに計算されているわけですが、それがこの物価上昇とかGDPの上昇に併せて金額がどういうふうになるかということもここに書いていないので、総事業費については令和6年度時点での見積もり価格による概算額であるということはあまり役に立たない点ですね。結局、ライフサイクルコストを20年間合計して計算しましたというけれども、これ現実的ではないと。もう少し丁寧な調査結果、私はこの報告書というのはかなりいいかげんだなって。一生懸命読み込みましたけれども、いや、これちょっと違うじゃないかというのが幾つも出てきています。これで990万円、1,000万円かけて委託をしているわけですね。

○議長（小川明仁議員） 残り時間わずかです。

○11番（北村あやこ議員） はい。このことを考えますときちんともうちょっと、先ほど議案のところでも、予算書のところでも質問しましたがけれども、構成市町で議論、検討を加えた仕様書、丁寧な仕様書、一般競争入札するんだったらもうちょっとちゃんとしないと、コンサルによっていいように振り回されてしまうし、手戻りも出てしまうということですので、構成市町で議論を加えた仕様書にさせていただきたいんですが、これ正副管理者どちら、どなたでも結構ですので、責任ある御答弁をいただきたいと思います。

それから、もう一つ重要なのは、パブコメも含めて議会の意見がどういうふうに反映していくのか。案ができてしまってからでは、まず変更って今までもないわけですね。その前に公告縦覧なり何なりをパブコメする前に議会の意見やその他多様な意見というものが取り入れられたときには計画案が変更になると。そういう前提もありで私たちに議論させていただけるのかどうか、それが非常に重要なので、そこについての再々答弁を求めたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりますが、引き続きこの問題は取り上げていきたいと思っております。

で、よろしくお願ひいたします。

○議長（小川明仁議員） 11番、北村あやこ議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。
大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、ただいまの再々質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと順番が前後いたしますが、パブリックコメント、議会の皆様の御意見どのようなタイミングでお聞きすべきかということにつきましては十分に検討してまいりたいと思います。

そして、令和8年度に作成する基本計画については、ここで方針を決めていくんだと。私ども事務局といたしましてもこの気持ちを忘れずに、来年度の事務に向かい合ってまいりたいと思っております。

また、下水道の汚泥処理の共同化等についても今御紹介をいただきました。これにつきましても、下水道事務所の方とお話をする中で前向きな御意見もいただいているところでございますので、先ほど課題をとということで申し上げましたが、決してやるつもりがないというわけではございませんので、その点だけよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 小野管理者から答弁を求められましたが、時間ですので、決まりですので、以上で11番、北村あやこ議員の一般質問を終わります。

○議長（小川明仁議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願ひいたします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願ひます。

（午後 零時23分）

○議長（小川明仁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時24分）

△討 論

○議長（小川明仁議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長（小川明仁議員） これより採決を行います。

初めに、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小川明仁議員） 起立全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小川明仁議員） 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の旅費に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小川明仁議員） 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算(第2回)について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小川明仁議員） 起立全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案 令和8年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小川明仁議員） 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

△閉会中の継続審査

○議長（小川明仁議員） 次に、議会運営委員長から、所管事務調査事項について特定事件としたい旨の申出がありましたので、議会運営委員会所管事務調査をお手元に配付してあります。

この際、特定事件を議題とします。

お諮りいたします。

特定事件については、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

△議員派遣の件

○議長（小川明仁議員） 次に、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣一覧のとおり議員を派遣したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した議員派遣について、諸般の事情により変更する場合は議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

△管理者の挨拶

○議長（小川明仁議員） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） それでは、令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和8年度の当初予算をはじめとした各議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

暦の上ではもう春となりましたが、まだまだ寒さ厳しい日が続いております。各市町の3月議会を間近に控え、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（小川明仁議員） 以上をもちまして、令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後 零時29分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 小 川 明 仁

議 員 矢 口 豊 人

議 員 北 村 あ や こ

参 考 资 料

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（5件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
2		上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	8 2. 1 3	8 2. 1 3	原案可決
3		上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8 2. 1 3	8 2. 1 3	原案可決
4		上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の旅費に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	8 2. 1 3	8 2. 1 3	原案可決
5		令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）	8 2. 1 3	8 2. 1 3	原案可決
6		令和8年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算	8 2. 1 3	8 2. 1 3	原案可決